

諫早市

介護予防・日常生活支援総合事業に係る Q & A

【平成29年2月14日版】

諫早市高齢介護課

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問1	通所介護	10	(参考) 総合事業の概要	現在の要支援1・2の方全員を今回見直し実施するのでしょうか？するとしたら、それはいつまでに実施され、いつまでに通知等(?)されるのですか？	要支援者の全てを事業対象者に移行するのではなく、更新時期に併せて手続きをしていきます。福祉用具貸与等、給付サービスが必要な方等は引き続き要支援認定を受けていただきます。なお、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は総合事業に移行しますが、要支援者・事業対象者いずれも総合事業のサービスを受けることができます。移行の時期については、説明会資料の26、27頁をご覧ください。
問2	居宅介護	11,12	サービス事業所の公表について	訪問型サービスの①と④、通所型サービス①と④がH29.4から諫早市において始まるようだが、どこの事業所がサービス提供可能などの情報は、いつ、どのような形でなされるのか。	現行の介護予防に相当するサービスの提供可能な事業所は、指定手続きが完了後、諫早市のホームページ等で公表する予定です。なお、現在みなし指定事業所は、県のホームページでも確認できますのでご覧ください。
問3	通所介護	17	チェックリスト様式について	長寿教室の時と同じ書式だが、はいといいえだけで事業対象者に該当するかしらないかは難しくはないのですか？	基本チェックリストについては、保健師等の専門職が各質問項目の主旨を説明しながら、原則として本人に記入してもらうもので、本人の状況を踏まえた記載がなされるものです。そのうえで、サービスの利用にあたって介護予防ケアマネジメントを経ることが必要です。介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様のプロセスに基づくものであり、特にアセスメントにあたっては、利用者が置かれている環境や、日常生活及び社会参加の状況などを正確に把握する必要があることから、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族と面接して行うものとしています。このときに、基本チェックリストに当たる項目についてもアセスメントの中で再度確認され、そのうえで適切なサービスの利用について、検討されるものと考えています。
問4	居宅介護	18	要支援対象者、事業対象者の申請代行	委託を受けたケアマネ訪問時等に、申請代行(新規・更新・区変)の相談があった場合、高齢介護課や包括支援センターを紹介すれば良いのか。また介護タクシー等を利用しないと移動が困難な場合にも、独居で認知症を有するかたでも同様か。諫早市や包括からの訪問もありえるのか。	介護保険の認定申請は、これまでと同様、居宅介護支援事業所等が代行することができます。 なお、事業対象者の手続きについては、原則として本人が地域包括支援センター又は高齢介護課の窓口で行うこととしておりますが、事情により訪問が必要な場合もありえると考えております。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問5	居宅介護	18	更新申請せずに総合事業継続	認定有効期間満了日の1ヶ月前から満了日までの間に手続きを行ってください、とありますが委託の場合は1ヶ月前に居宅のケアマネが利用者に声かけするのですか。	地域包括支援センターの委託事業所向けの説明会を開催する予定ですので、こちらで説明します。
問6	居宅介護	19	①介護予防ケアマネジメントは、 ②介護予防支援と同様とあるが	①と②についてはプロセスが同じで書式も同じものとなるのか、違う書式があるのか。	介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを兼ねる新しい様式を採用する予定ですが、当分の間、既存の介護予防支援の様式を使用しても差し支えありません。
問7	居宅介護	21	区分支給限度額	区分支給限度基準額を超過した場合はどういった取扱いになりますか。（例：要支援の方で給付と総合事業を利用し超過された場合など）	区分支給限度額を超過した場合、超えた分は全額自己負担になりますが、どのサービスが自己負担になるかについての明確なルールは規定されておりません。サービス担当者会議等で、どの事業所のどのサービスを全額自己負担とするか、あらかじめ調整しておくことが望ましいと考えられます。
問8	訪問介護	23	介護予防訪問介護相当サービス単位	※各種加算、減算は予防給付と同一…と記載されているが、各種加算に処遇改善加算も含まれるのでしょうか？ 含まれる場合、予防給付と同様支給限度額管理外なのではないでしょうか？	「諫早市介護予防・日常生活支援総合事業の算定構造」を参照してください。
問9	訪問介護	23	介護予防訪問介護相当サービス単位	総合事業該当の方が月の途中で介護申請や区分変更申請（要支援1・2→要介護）した場合や、要支援1・2の方が介護予防短期入所を利用した場合は日割計算となるのでしょうか？またその場合の日割単位数は、いくらになるのでしょうか？	これまでと同様、日割計算となります。日割計算の単価については、「諫早市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」を参照してください。なお、サービス利用中の事業対象者が要介護認定を受けた場合の請求については、説明会資料28頁以下を参照してください。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問10	居宅介護	23	訪問型サービス費（Ⅲ）の対象について	事業対象者は利用でき、要支援1の方は利用できませんがどうしてでしょうか。	介護予防・生活支援サービス費（以下、サービス費）のサービス単価については、厚生労働省令により、市町村において、国が定める額（予防給付の単価）を上限として定めることと規定されていますので、サービス費の要支援1の単価は、予防給付の要支援1の単価を超えることはできません。一方、サービス費の事業対象者の単価は、予防給付の要支援の単価が上限ですので、そのように定めております。なお、事業対象者は簡便に迅速なサービス利用を可能にするために新しく設けられたものであり、要支援より軽度の者を対象とすることは想定しておりません。
問11	居宅介護	23	訪問型サービス費（短時間サービス）について	20分未満の訪問型サービスの具体的な内容（サービス行為等）はどういったものでしょうか。	身体介護中心となります。サービス内容等については、要介護者の所要時間20分未満の身体介護中心型に準じて取り扱います。
問12	居宅介護	23,24	サービス単位・対象者について	総合事業のサービスコードはCSVファイル等で配布されるのでしょうか。	A2,A6コードについてはCSVファイルでホームページに掲載しております。A1コードについては全国統一のコードですので、掲載する予定はありません。必要な場合は、国保連合会またはシステム業者へご確認ください。
問13	通所介護	24	介護予防通所介護相当サービスの加算について	「各種加算・減算は、原則として予防給付と同一」とあるが、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算も同様に請求してもよいのか。	「諫早市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード表」及び「諫早市介護予防・日常生活支援総合事業算定構造」を参照してください。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問14	通所介護	24	介護予防通所介護相当サービスの短時間サービスについて	前回の説明会（意見交換会）では、短時間を2～3時間程度の提供時間とされていたが、そのまま短時間サービスの提供時間は2～3時間と捉えてよいのか。	2時間以上3時間未満です。
問15	訪問介護	24	請求について	4月以降は認定期間を境に、サービスコードで分けて、いずれも国保連への請求で良いでしょうか？	お見込みのとおりです。
問16	通所介護	24	介護予防通所介護相当サービスの単位について	介護予防ケアマネジメントで週2回の利用を計画されていたが、体調不良等の理由で週1回の利用がなかった場合、実績で1月につき1,647単位での請求となるのか。また、週2回の計画であったが、休みがあり、月6～7回の利用があった場合は、1月3,377単位の請求をしてよいのか。計画での算定か実績での算定かも合わせてお願いします。	ケアマネジメントで「週2回程度の（通常の）通所型サービス」が必要とされた場合は、包括単位での請求となります。なお「短時間の通所型サービス」が必要と判断された場合は、実績に応じた回数単位（所定回数以上は包括単位）での算定となります。
問17	通所介護	24	介護予防通所介護相当サービス単位・対象者	短時間サービス費について（週2回利用） 同じ方が、1回は短時間、他の1回は5～6時間利用の場合、請求単位はどうなりますか？	問16を参照してください。
問18	居宅介護	24	通所サービス費について	週2回程度の通所型サービスを事業対象者は利用でき要支援1の方は利用できませんがどうしてでしょうか。	問10を参照してください。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問19	通所介護	24	介護予防通所介護相当サービスの対象者について	週1回程度の対象は、「事業対象者・要支援1・要支援2」とされるのに対して、週2回程度の対象は「事業対象者・要支援2」となっている。要支援1の方が週2回利用できないのに事業対象者は利用できるとなれば、不満を持たれる要支援1の利用者様が出てくるのではないかと懸念があるが、その点のご説明を頂きたい。	問10を参照してください。
問20	居宅介護	24	通所サービス費について	予防通所介護と予防通所リハは、現在併用不可だが総合事業移行後も同じ考えか。	従来どおり、原則として併用は想定しておりません。
問21	通所介護	24	対象について	週1回程度の通所型サービスが必要とされた者と書いているが誰が判断するのですか？	地域包括支援センター等において実施する介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者の状態及びサービスの必要性の観点等から判断されます。なお、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントは同様のプロセスに基づくものであり、利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談により「アセスメント（課題分析）」を実施し、その結果に基づき「ケアプラン原案作成」を行います。その後、「サービス担当者会議」、「利用者への説明・同意」を経て、「ケアプラン確定・交付」し、利用者は「サービス利用開始」します。また、サービス利用後も、地域包括支援センター等は「モニタリング（給付管理）」を実施し、サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的に把握します。実施期間の終了後には、ケアプランの目標が達成されたか「評価」を行い、今後の方針を決定します。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問22	居宅介護	32	事例4について	総合事業か給付サービスかどちらかが全額自己負担になりますが、全額自己負担にならない方法はないのでしょうか。	事業対象者が要介護者となった場合、申請中に利用した訪問・通所介護にかかる費用を現物給付（請求）するには、あらかじめ居宅介護サービス計画作成依頼届を市に提出のうえ、居宅介護支援（要介護）の暫定ケアプランを作成する必要があります。この場合、介護予防・生活支援サービス事業（以下、サービス事業）の訪問型・通所型サービスの利用はできませんが、介護給付サービスの訪問介護・通所介護の利用はできるため、「介護給付サービスの訪問介護・通所介護を利用した場合は」、かかる費用を請求することができます。【事例4】の場合は、介護予防支援（要支援）の暫定ケアプランで、事業対象者が利用できない給付サービス、要介護者が利用できないサービス事業を利用しているため、どちらの請求方法でも全額自己負担が発生するものです。なお、どの暫定ケアプランにおいても、認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう、総合事業サービス及び指定居宅サービス（又は指定地域密着型サービス）の両方の指定を受けている事業者を、ケアプラン上位置づけることが望ましいと考えられます。
問23	通所介護	32	事例4の請求について（確認）	事業対象者が認定申請を行い、総合事業と給付サービスを利用後、要介護認定が出た場合、申請日～認定日までの間は要介護者が事業対象者かのどちらか一方として取り扱わなければならないのか。たとえば、全額自己負担がないように、総合事業のサービス利用分は総合事業で、給付サービス利用分は給付で請求することはできないのか。	問22を参照してください。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問24	通所介護	36	サービスの利用について	他市の利用者が諫早市の総合事業を受ける場合は、利用単価は、諫早市のサービス単価・サービス形態を用いることで良いのか？	他市の利用者が諫早市内に所在する事業所でサービス事業を利用するには、当該事業所が他市の指定を受けている必要があります。この場合、サービスコード・サービス形態は、他市のものとなります。一方、介護保険法第115条の45第1項の規定により、住所地特例対象者については、当該者が居住する施設が所在する市町村が総合事業を行うものとされています。この場合は、他市の被保険者であっても、施設が所在する市町村である諫早市の指定事業所でサービスを受けることができ、サービスコード、サービス形態は諫早市のものとなります。 ※みなし指定期間中は、諫早市のみなし指定事業所のサービスは受けることができますが、サービスコード等は他市のものを使用することになります。（※A1, A5コードについては全国共通です。）
問25	通所介護	36	サービスの利用について	他の市町村の方は、当施設の総合事業（通所型サービス）は利用できますか。	問24を参照してください。
問26	訪問介護	37	定款変更について	当事業所の運営法人の定款に「第2種社会福祉事業（通所、訪問介護、短期入所生活介護、居宅介護支援事業所等）の経営」との記載があるが、この規定で総合事業を行ってよいでしょうか？また総合事業の訪問介護による収入も消費税非課税対象になると考えてよろしいでしょうか？	定款については、お尋ねの内容の場合、社会福祉法の規定に基づく第2種社会福祉事業であり、第2種社会福祉事業には、第1号訪問事業、第1号通所事業が含まれますので問題ないと考えられます。 消費税については、第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業、第1号介護予防支援事業として行われる資産の譲渡等は非課税とされています（当該事業者の利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の居宅において当該事業を行う場合に要した交通費を対価とする資産の譲渡等、又は通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して当該事業を行う送迎に係る資産の譲渡等は除きます。）。

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問27	訪問介護	37	契約書等の変更届について	<p>契約書と重要事項説明書については、4月以降は新たに契約する方は、すべて総合事業の契約となると思いますが、現在使用している予防訪問介護の契約書と重要事項説明書からの変更届と考えてよいでしょうか？また運営規程については、平成30年3月までは予防訪問介護の利用者も存在するが、それでも現在の運営規程の変更ということでよいのでしょうか？</p>	<p>契約書、重要事項説明書については、利用者が総合事業に移行する際に契約及び説明をやり直す必要があるという意味で、諫早市への届出は不要です。なお、運営規程については、訪問介護事業所・介護予防訪問介護事業所で共通のものを使用している場合、平成30年3月までは「介護予防訪問介護」を実施していると解釈できるものである必要があります。</p>
問28	通所介護	37	定款の内容について	<p>現在の定款は下記のとおりです。総合事業の実施について規定されていると解釈できるかおたずねしたいです。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要介護者、要支援者、身体障害者及び高齢者等の入浴、食事、その他の日常生活における介護、家事援助サービスの請負事業 2. 要介護老人、病院及び身体障害者に対する入浴、食事、その他の日常生活における介護サービス業務 3. 在宅介護サービス 4. グループホームの企画、運営 5. 介護保険法に基づく通所介護事業 6. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 7. 前各号に付帯する一切の業務 	<p>お尋ねの定款の場合、「介護保険法に基づく第1号通所事業」を追記することが望ましいと考えられます。</p>

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問29	通所介護	38	変更届	<p>別紙定款は変更の必要がありますか。</p> <p>(別紙)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 介護保険法による指定居宅介護支援事業</p> <p>2 介護保険法による指定介護予防支援事業</p> <p>3 介護保険法による次の居宅サービス事業</p> <p>①訪問介護</p> <p>②訪問看護</p> <p>③通所介護</p> <p>4 介護保険法による次の介護予防サービス事業</p> <p>①介護予防訪問介護</p> <p>②介護予防訪問看護</p> <p>③介護予防通所介護</p> <p>5 障害者支援法に基づいた事業</p> <p>①重度訪問介護</p> <p>②居宅訪問介護</p> <p>③通所介護</p>	<p>お尋ねの定款の場合、以下のような事項を追加することが望ましいと考えられます。</p> <p>介護保険法による次の介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>①第1号訪問事業</p> <p>②第1号通所事業</p> <p>なお、平成30年度以降は、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業の記載の必要はありません。</p>
問30	設置法人	38	変更届について	<p>定款変更の件について、現状は訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・通所介護事業・介護予防通所介護事業・居宅介護支援事業・を事業に盛り込んでいますが、新たに追加として介護予防・日常生活支援総合事業とだけ追加すればよいのかお尋ねします。</p>	<p>お尋ねの定款の場合、第1号訪問事業、第1号通所事業を追加することが望ましいと考えられます。なお、平成30年度以降は、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業の記載の必要はありません。</p>
問31	設置法人	38	変更届について	<p>事業の目的として定款へ位置付ける場合、事業名としてどのように記載するのが適切か。</p>	<p>問24～問30を参考にしてください。</p>

番号	質問者	説明会資料頁	表題	質問内容	回答
問32	通所介護	38	変更届について	①契約書②重説は、要介護1以上の利用者は、変更しなくて良いですか？	お見込みのとおりです。
問33	通所介護	38	変更届	諫早市の利用者が市をまたいで他市の介護サービスを利用されている場合は、利用者を受け入れている他市の事業所は、諫早市の指定更新が必要ですか？又、今後受け入れを考える場合は、指定申請が必要になるという考えでよいのですか？	問24を参照してください。
問34	居宅介護	42	介護予防ケアマネジメント手法について	介護予防ケアマネジメント手法についての説明会は予定されているのでしょうか。	地域包括支援センターの委託事業所向けに説明会を開催する予定ですが、介護予防ケアマネジメント「手法」についての説明会の開催予定はありません。
問35	居宅介護	46	～委託について	事業対象者を居宅介護支援事業所が担当した場合、件数としては、予防給付と同様0.5件として取扱うのでしょうか。	総合事業である介護予防ケアマネジメントについては、居宅介護支援費の算定の際の件数としてはカウントされません。なお、介護予防給付である介護予防支援については引き続き2件で1件（0.5件）としてカウントされます。